

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	宅地造成等に関する工事の許可	
根拠法令・条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第 1 2 条第 1 項	
所 管 課	建築都市局開発調整部 宅地安全課	
審 査 基 準	宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条及び盛土等防災マニュアルに基づいて審査します。	
標準処理期間	標準処理期間	宅地造成又は特定盛土等に関する工事 3 0 日 土石の堆積に関する工事 1 4 日
	標準処理期間を設定できない理由	